

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【公開番号】特開2018-3965(P2018-3965A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-131884(P2016-131884)

【国際特許分類】

F 16 J 15/34 (2006.01)

F 16 J 15/12 (2006.01)

F 16 J 15/10 (2006.01)

F 04 D 29/12 (2006.01)

F 04 D 29/58 (2006.01)

【F I】

F 16 J 15/34 Z

F 16 J 15/34 F

F 16 J 15/12 Z

F 16 J 15/10 C

F 04 D 29/12 B

F 04 D 29/58 E

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月12日(2018.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

したがって、密封環側シール面63a及び係止面62aは、摩擦熱による高温の熱が可及的に防止されて、低温の液体温度に維持、冷却されることになり、密封環側シール面63aに接触しているOリング5の熱劣化及び係止面62aに接触しているバックアップリング13のクリープが抑制される。しかも、係止面62aはその全面がダイヤモンド膜14bにより均一温度に保持されることから、係止面62aに接触しているバックアップリング13にクリープが生じたとしても、そのクリープ量がバックアップリング13の円周方向に不均一となるようなことがなく、バックアップリング13に歪や変形が生ずることがない。